

別紙 1-1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 岡野 直幸

論 文 題 目 The Global Land Rush from the Viewpoint of  
Transnational Law: Authorities, Subjection and Legitimacy

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 藤本 亮

名古屋大学大学院法学研究科准教授

ベネット フランク

## 論文審査の結果の要旨

### I 審査論文の概要

今回の申請では、主論文である本論文に加え、関連論文として、「トランスナショナル及びローカルなガバナンスにおけるソフト・ローの機能—メコン地域における土地収奪事例」という英語論文が付されている（査読を経て *The Italian Law Journal* 3 巻 1 号〔本年 9 月公刊〕に掲載決定済）。同論文は、メコン地域における土地収奪事例を中心に、非国家的主体が形成するソフト・ローのガバナンス機能を考察するものである。また、申請者が所属するリーディングプログラムの博士後期課程において要求されるワークショップの開催につき、2017 年 4 月 27 日にシンガポール大学の法哲学者 Nicole Roughan 教授を招聘し本研究科の松尾陽教授の御協力の下開催されたワークショップに関する報告書も付されている。

以下では、本論文を中心に概要を紹介した上で、関連論文にも触れつつ評価を述べる。

#### 1 論文の位置づけ

本論文は、グローバル化が齎す様々な社会問題への対応として法学に何が出来るのか、という問題に対し、グローバルな土地収奪を題材に、今後法学者が採用すべき有用な方法論を示そうとした、野心的な論文である。

従来、国境を越えた諸事象に対しては、国家間の法律関係については国際法が、私人間の法律関係については抵触法（国際私法）が基本的に取り扱って来た。だが、近時、国際取引・国際投資のように、両者が複雑に絡み合う問題が増加しており、また、国家以外の主体（国際機関・民間団体）による規範形成や紛争解決も進展している。そのため、公法・私法の区別や、国家のみが法形成主体であるといった前提に基づいた従来の議論枠組が問題視されるに至っており、その克服への試みが国際的に活発化している。

本論文は、そのような克服の試みの一つであるトランスナショナル・ロー（Transnational Law: 以下「TL」とする）の有用性に着目し、これに依拠しつつも、現状分析に陥りがちなその問題点を指摘し、これに規範的観点からの検討を加えている。また、グローバルな土地収奪という具体的題材を扱うことにより、同方法論の有用性を具体的な形で示そうと試みている。

#### 2 論文の構成

本論文の問題意識は、国境を越えて生じる深刻な社会問題に対し、法学がどのように貢献出来るのかという点にある。本論文は、そのために法学が採用すべき方法論としてトランスナショナル・ローを提唱し、ケース・スタディとしてグローバルな土地収奪の問題を扱うことにより、その方法論的有用性を示そうとしたものである。上述の問題意識を伝える序論の後、本論文の構成は 3 部に分かれる。まず、第 1 部では、分析のための理論的枠組が提示さ

れる（第2章）。次に、第2部においては、グローバルな土地収奪について、第1部で示した理論的枠組のあてはめがなされる（第3章から第6章）。最後に、第3部において、法とグローバル化に関する議論に対し本論文が齎す示唆が示される（第7章）。

第1部では、国家のみが法形成主体であることを前提とした従来の法学アプローチ（方法的国家主義）ではグローバル化が齎す社会問題に十分対応出来ないと述べた上で、著者は、グローバル化に対応する法学方法論としての TL に着目する。そして、TL を巡る諸議論を、経験的議論か規範的議論か、また規範動態の解明か社会問題の解明かという視座により分類した後、Peer Zumbansen 教授の見解に依拠し、グローバル化における事象に影響を与えているメカニズム（ガバナンス構造）を解明する枠組として、国家以外のアクター、国家法以外の規範、国家の法制定プロセス以外の規範形成プロセスの三要素を採用することを提唱する。さらに、規範的な議論を通じてグローバルな諸課題の解決への道筋を示すことをも試みるため、政治哲学者である Nancy Fraser の議論を参照しつつ、上述のガバナンス構造の解明を通じて、①あるアクターの声が政策過程に十分に反映されていない場合、また、②アクターの声を反映している政策過程が問題解決に十分に寄与していない場合（ミス・フレーミングの不正義）を明らかにすべきであることを提唱する（第2章）。

第2部では、グローバルな土地収奪におけるガバナンス構造の解明と問題解決の道筋を示すことが目指される。

先ず、規範のアクターに対する影響が、各国国内法・規制、国際投資・人権法、越境的国家契約という規範が国家・企業・地域住民という各アクターに如何なる影響を及ぼしているかという観点から分析される（第3章）。各国国内法は、①国家にとって「底辺への競争」メカニズムを通じ規制緩和を促し、②企業の投資活動を規制し、③地域住民が如何に補償にアクセス出来るかを規定する。また、国際投資法は、①一定の要件の下で投資家が行った投資財産を保護し、その反面国家の規制能力を奪う。②国際投資法が提供するフォーラムである投資仲裁に対しては、契約当事者でない地域住民は参画することが出来ない。他方、国際人権法は各国家・企業に一定の人権の保護を促すが、どの程度の保護を促すかは各国の政策的決定に依る。さらに、越境的国家契約は、①特定の条項（Stabilization Clause 等）が含まれることにより、国際投資法と同様に国家の規制能力を奪い、②企業のビジネス活動を規定する。③その締結に地域住民は直接的には関わらないものの、越境的国家契約の実施の影響として、土地の不当な剥奪等の不利益を被ることがある。

次に、アクターのプロセスへの関りが、国家、企業、地域住民といった諸アクターが如何に統治プロセスに関っているかという観点から分析される（第4章）。国家は、①国家の統治プロセスとして、越境的国家契約を多用している。その背景には、政策目標の達成に必要な資源・技術を国家が単独で調達出来ないという事情があり、契約を通じて国家以外のアクターにアウトソースする動きが増加している。また、②国際機関の政策形成プロセス（例えば、

FAO や世界銀行) に参画している。企業は、①越境的国家契約に対しては、投資協定の広範な拡がりや、資源・技術を背景にした高い交渉力により、高い影響力を及ぼす。また、②国際機関等の統治プロセスに参画するとともに、CSR 等の自主規制の試みを行う。地域住民は、①現在多用されている国家契約には直接的には参画出来ない。また、②とりわけ FAO の最近の統治プロセスに見られるように、国際機関等の統治プロセスに参画する。

最後に、規範形成プロセスについて、①国家の統治プロセス、②国際機関の政策形成、③CSR 等の企業による規範形成、④新たな統治プロセスの 4 つについて、それぞれ分析がなされる (第 5 章)。

これらの分析を踏まえ、上述のミス・フレーミングの不正義という点について、一方で、支配的になりつつある参加的・熟議的ガバナンスから生まれる規範は、現在のところ非拘束的なものが中心であり、他方で、土地収奪の発生に高い影響力を持つ国際投資法・越境的国家契約に関しては、それらの統治プロセスの影響が及ばず、土地収奪による社会的排除の影響を被るアクターが十分にアクセス出来ない状態にあるとし、ミス・フレーミングの不正義を是正するという観点からは、これらの規範に関して何らかの介入を行うことが求められると著者は結論付ける (第 6 章)。

第 3 部では、本論文の理論的示唆が、従来の方法論的国家主義、また、他の TL 研究との関係で確認されると共に、今後の課題が示され本論文が締め括られる (第 7 章)。

## II 評価

### 1 学問的寄与

本論文は、近時国際的に活発に議論がなされている TL を正面から扱う我が国初めての論文であり、グローバルな社会問題に対する法学の貢献という点について一定の視座を示すものとして画期的な意義を有する。とりわけ、TL に依拠して著者が提唱する、アクター・プロセス・規範に着目してグローバルな社会現象のガバナンス構造を分析するという方法は、グローバルな社会現象を動的に把握する上で有益であると考えられ高く評価出来る。

また、我が国において先行業績が殆どない状況で、また、性質上学際的な議論となり全体的理解が困難であるにも拘らず、グローバル化と法に関する議論を広範囲に網羅され、議論状況が適切に紹介・分析されている点、及び、難解な内容を分かり易く説明するために、従来の法学的な方法論との対比等論述に工夫がなされている点についても本論文は評価出来る。

さらに、ややもすれば抽象的な次元に留まりがちな TL の議論において、方法論に留まることなく特定の具体的事例を検討している点、また、提唱されている TL の方法論を受容するだけでなく、規範的観点を付与しようとする独創性についても、本論文は評価出来る。本論文が英語で書かれていることもあり、これらの点は、今後国際的な議論に対する我が国からの発信となり得よう。

## 2 本論文の問題点とそれに対する評価

とはいえ、本論文については、以下のような問題点が指摘出来る。

第一に、従来の法学的的方法論の特徴を、判例重視・国家法への着目・法分野区分の重視という形で単純化しており、法学内部での方法論的展開について十分に考慮していない点である。

第二に、ケース・スタディの分析がやや不十分である点である。とりわけ、関連する規範として土地に関する土着の慣習規範を考慮に含めていない点には問題があるように思われる。

だが、これらの点は、本論文に対する上述の評価を覆す程のものではなく、これらの点を考慮しても猶、本論文は、国内的にも国際的にも重要な理論的貢献をなすものとして高く評価出来る。尚、本論文と共に提出された 2 つの関連資料も、本論文に至るまでの申請者の努力を示すものと言え、本論文と共に一定の評価をすることが出来よう。博士（比較法学）の判定基準に則して述べれば、本論文は、グローバルな土地収奪を始めグローバルな社会現象を対象としている点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、各国での議論を広く網羅しており、主として比較法学的・比較政治学的手法によっている（B）。本論文のテーマは母国である日本にも関っており、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。上述のように、本論文は、グローバル化が齎す様々な社会問題への対応として法学に何が出来るのか、という問題に対し、その回答として TL という方法論が示されており、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、上述の通り、従来の研究と比較して独自性が認められる（E）。そして、理論的にも堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

## III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。